

# 大分県報

令和六年  
三月二十九日  
号外（三八）

（金曜日）

## 目次

訓 令 甲	大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………	一
	大分県公印規程の一部改正……………	二
	大分県文書管理規程の一部改正……………	二
	総合情報ネットワーク運用管理規程の一部改正……………	三
	職員賠償責任等審議会規程の一部改正……………	四
	会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………	四
	臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	五
	大分県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正……………	五
	大分県消費者行政連絡協議会規程の廃止……………	六
訓 令 甲	教育委員会訓令甲	六
訓 令 甲	大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程の一部改正……………	六
	教育委員会訓令甲	六
	警察本部訓令	六
	企業局訓令	六
	病院局訓令	六
訓 令 甲	おおいたうつくし作戦実施本部設置規程の廃止……………	六
訓 令 甲	教育委員会訓令甲	七
	警察本部訓令	七
	大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程の廃止……………	七
	大分県青少年対策本部設置規程の一部改正……………	七

令和六年三月二十九日

大分県報号外（訓令甲）

一

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程の一部改正……………七

訓 令 甲

議 会 訓 令

教育委員会訓令甲

人事委員会訓令

労働委員会訓令

監査委員訓令

警察本部訓令

企業局訓令

病院局訓令

大分県男女共同参画推進本部設置規程の廃止……………八

## ○訓 令 甲

大分県訓令甲第六号

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一条の二中「小規模集落対策」を「高齢化集落対策」に改める。

第六条の表の総務・女性相談部の項第九号を削り、同項第十号中「寮」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「保護更生」を「支援」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「生活指導及び職業指導」を「及び自立支援」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条の二の表の総務管理班の項中「大分県消費生活・男女共同参画プラザの設置及び管理に関する条例」の下に「（平成十五年大分県条例第十七号）」を加える。

第十九条第三項の表の企画調査課の項第八号中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加え、同表の建築住宅課の項第十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第

四項、第五項、第七項、第十項及び第十一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第七号

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。  
令和六年三月二十九日

別表第一中

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県会計管理局長印	大分県会計管理局 分管理 印	方21 会計課長	
------------	----------------------	-------------	--

を

大分県会計管理局長印	大分県会計管理局 分管理 印	方21 会計課長	
大分県企画振興部交通政策局長印	大分県企画振興部 交通政策局長 印	方21 交通政策企画課長	

に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第八号

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。  
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第七十三条の二及び第七十三条の三中「行政企画課電子自治体推進室長」を「電子自治体推進課長」に改める。

別表第一中

行政企画課

（行企）

を

行政企画課  
電子自治体推進課

（行企）  
（電推）

に、

市町村振興課

（市振）

を

市町村振興課  
学事・私学振興課

（市振）  
（学私）

に、

芸術文化スポーツ振興課

（芸文ス振）

を

芸術文化振興課

（芸文振）

に、

交通政策課

（交政）

を

交通政策企画課

（交政企）

に、

健康づくり支援課  
感染症対策課

（健康）  
（感染）

を

健康政策・感染症対策課

（健康）

に、

本 地方機関

うつくし作戦推進課	(うつくし)	を
環境政策課	(環政)	に、
県民生活・男女共同参画課 私学振興・青少年課	(県民参画) (私青)	を
県民生活・男女共同参画課	(県民参画)	に、
雇用労働政策課	(雇労政)	を
産業人材政策課	(産人政)	に、
農村整備計画課 農村基盤整備課	(農計) (農基)	を
農地計画課 農地・農村整備課	(農計) (農整)	に、
県有財産経営室 電子自治体推進室	(財産) (電推)	を
県有財産経営室	(財産)	に、
法務室	(法務)	を
法務室 スポーツ振興室 地域交通・物流対策室	(法務) (スポ振) (地交物)	に、
薬務室	(薬務)	を

薬務室 健康増進室	(薬務) (健増)	に、
障害者社会参加推進室 脱炭素社会推進室	(障社) (脱炭素)	を
障害者社会参加推進室	(障社)	に、
新産業振興室	(新産)	を
新産業振興室 雇用労働室	(新産) (雇労)	に、
婦人相談所 婦人寮	(婦相) (婦寮)	を
女性相談支援センター 女性自立支援施設	(女相) (女自施)	に改める。

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

**大分県訓令甲第九号**

総合情報ネットワーク運用管理規程（平成七年大分県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

本庁 地方機関

第二条第一号中「総務部行政企画課電子自治体推進室長」を「総務部電子自治体推進課長」に、「電子自治体推進室長」を「電子自治体推進課長」に改める。

第三条から第十二条までの規定中「電子自治体推進室長」を「電子自治体推進課長」に改

令和六年三月二十九日

大分県報号外（訓令甲）

める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十号

本 庁

地 方 機 関

議 会 事 務 局

人 事 委 員 会 事 務 局

監 査 委 員 会 事 務 局

教 育 庁

警 察 本 部

職員賠償責任等審議会規程（昭和四十六年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事

佐

藤

樹

一 郎

第二条中「各号に掲げる」を削り、同条第二号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十一号

本 庁

地 方 機 関

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事

佐

藤

樹

一 郎

第三条第九項中「会計年度任用職員面談・人事評価調書」を「会計年度任用職員面談・能力評価調書」に改める。

第七条中「又は同法」を「又は」に改める。

第九条第一項中「会計年度任用職員面談・人事評価調書により、」を「会計年度任用職員

面談・能力評価調書による評価その他」に改める。

第十六条第二項第一号及び第三号中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第十八条の次に次の五条を加える。

（勤勉手当基礎額）

第十八条の二 第十七条の規定は、報酬条例第四条の二第一項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第十七条中「第二条第九項」とあるのは、「第四条の二第一項」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の支給割合）

第十八条の三 報酬条例第四条の二第一項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十八条の六に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第十八条の四 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員としての勤務期間の区分に応じて、一般職の常勤職員の例により定める割合とする。

（勤勉手当の算定基礎となる勤務期間）

第十八条の五 第十八条の規定は、前条に規定する勤務期間について準用する。この場合において、第十八条第一項中「報酬条例第二条第九項」とあるのは、「第十八条の四」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の成績率）

第十八条の六 成績率は、百分の二十以下の範囲内で、総務部長が定める。

第十九条（見出しを含む。）中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二十七条第一項中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に、同条第二項第二号中「同条第二号」を「同条第一号」に改める。

第三号様式中「~~会計年度任用職員面談・人事評価調書~~」を「~~会計年度任用職員面談・能力評価調書~~」に改める。

第五号様式中「~~期末手当~~」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第六号様式中「~~会計年度任用職員面談・人事評価調書~~」を「~~会計年度任用職員面談・能力評価調書~~」に、「●人事評価」を「●能力評価」とし、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十二号

本 庁  
地 方 機 関

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第四条第八項中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第九条第一項中「臨時的任用職員面談・人事評価調査により、」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査による評価その他」に改める。

第二号様式中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第五号様式中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」及び「●人事評価」を「●能力評価」及び「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十三号

知 事 部 局  
議 会 事 務 局  
教 育 庁

人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局

警 察 本 部  
企 業 局  
病 院 局

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第十一条第二項中「感染症対策課長」を「健康政策・感染症対策課長」に改め、同条第五項中「感染症対策課」を「健康政策・感染症対策課」に改める。

第十六条中「感染症対策課」を「健康政策・感染症対策課」に改める。

別表第三の総務対策部に次のように加える。

- 一 私立学校のり患状況の把握及び感染拡大防止対策に関すること。
- 二 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学のり患状況調査及び感染拡大防止対策に関すること。
- 三 公立大学法人大分県立看護科学大学のり患状況調査及び感染拡大防止対策に関すること。

別表第三の企画振興対策部の部の政策企画班の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部の芸術文化スポーツ振興班の項中「芸術文化スポーツ振興班」を「芸術文化振興班」に改め、同部の交通政策班の項を次のように改める。

- 一 公共交通機関への情報提供及び感染拡大防止対策に関すること。
- 二 指定地方公共機関（公共交通関係（定期航空路線及び県外フェリー航路に係るものに限る。）の事業継続に関すること。

別表第三の企画振興対策部に次のように加える。

- 一 指定地方公共機関（公共交通関係）の事業継続に関すること（交通政策企画班の所掌に係る事項を除く。）。
- 二 緊急物資の運送の要請に関すること。

別表第三の福祉保健対策部の部の医療政策班の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同部の感染症対策班の項中「感染症対策班」を「健康政策・感染症対策班」に改め、同表の生活環境対策部の部の私学振興・青少年班の項を削り、同表の商工観光労働対策部の部の雇用労働政策班の項を次のように改める。

- 産業人材政策班 県立工科短期大学校、高等技術専門校等のり患状況調査及び感染拡大防止対策に関すること。

別表第三の商工観光労働対策部の部の観光政策班の項の前に次のように加える。

- 雇用労働班 労働者対策に関すること。

附 則

令和六年三月二十九日

大分県報号外（訓令甲）

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十四号

知事 佐藤 樹一郎  
教育 警察 本 部  
大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）は、廃止する。  
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○訓 令 甲  
○教育委員会訓令甲

大分県訓令甲第十五号

大分県教育委員会訓令甲第二号

知事 佐藤 樹一郎  
教育 警察 本 部

大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程（令和四年大分県訓令甲第一号）  
大分県教育委員会訓令甲第一号

号）の一部を次のように改める。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎  
大 分 県 教 育 委 員 会

第三条第三項中「総務部電子自治体推進室長」を「総務部電子自治体推進課長」に改める。

別表第二中「総務部電子自治体推進室長」を「総務部電子自治体推進課長」に、「農林水産部農村基盤整備課長」を「農林水産部農地・農村整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○訓 令 甲  
○教育委員会訓令甲

- 警察本部訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

大分県訓令甲第十六号

大分県教育委員会訓令甲第三号

大分県警察本部訓令第十七号

大分県企業局訓令第三号

大分県病院局訓令第四号

知事 佐藤 樹一郎  
教育 警察 本 部

知事 佐藤 樹一郎  
教 育 委 員 会

おおいたうつくし作戦実施本部設置規程（平成十八年大分県警察本部訓令甲第十八号）  
大分県企業局訓令第四号

大分県訓令甲第十六号  
大分県教育委員会訓令甲第十三号  
大分県企業局訓令第七号

は、廃止する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎  
大 分 県 教 育 委 員 会

大分県警察本部長 種田 英明  
大分県企業局長 渡辺 文雄

大分県病院局長 井上 敏郎

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○訓 令 甲  
○教育委員会訓令甲  
○警察本部訓令

大分県訓令甲第十七号

大分県教育委員会訓令甲第四号

大分県警察本部訓令第十八号

知事 藤 樹 一郎  
教 育 委 員 会  
警 察 本 部

大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程

平成十九年大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県訓令甲第一号  
大分県警察本部訓令第一号

号は、廃止する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎  
大 分 県 教 育 委 員 会  
大分県警察本部長 種 田 英 明

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十八号

大分県教育委員会訓令甲第五号

大分県警察本部訓令第十九号

知事 藤 樹 一郎  
教 育 委 員 会  
警 察 本 部

大分県青少年対策本部設置規程

平成十三年大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県訓令甲第四号  
の 一 部 を 次

のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎  
大 分 県 教 育 委 員 会  
大分県警察本部長 種 田 英 明

別表第二中「生活環境部私学振興・青少年課長」を「生活環境部生活環境企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十九号

大分県教育委員会訓令甲第六号

大分県警察本部訓令第二十号

知事 藤 樹 一郎  
教 育 委 員 会  
警 察 本 部

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九号

号の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎  
大 分 県 教 育 委 員 会  
大分県警察本部長 種 田 英 明

別表第一中「企画振興部長」を「総務部長」に改める。

別表第二中「広報広聴課長」を「学事・私学振興課長」に改める。

「健康政策・感染症対策課健康増進室長」に、「県民生活・男女共同参画課長」を「県民生活・私学振興・青少年課長」に改める。

大分県警察本部訓令甲第四号

令和六年三月二十九日

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲・警察本部訓令）

活・男女共同参画課長」に、「警察本部生活安全全部保安課長」を「警察本部生活安全全部生活安全捜査課長」に改める。

別表第三中 「おおいた創生推進課長 健康づくり支援課長」を 「学事・私学振興課長 おおいた創生推進課長 健康政策・感染症対策課健康増進室長」に、

「うつくし作戦推進課長

県民生活・男女共同参画課長 を「県民生活・男女共同参画課長」に改める。

私学振興・青少年課長

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

- 訓令甲
- 県議会訓令
- 教育委員会訓令甲
- 人事委員会訓令
- 労働委員会訓令
- 監査委員訓令
- 警察本部訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

- 大分県訓令甲第二十号
- 大分県議会訓令第二号
- 大分県教育委員会訓令甲第七号
- 大分県人事委員会訓令第一号
- 大分県労働委員会訓令第一号
- 大分県監査委員訓令第一号
- 大分県警察本部訓令第二十一号
- 大分県企業局訓令第四号
- 大分県病院局訓令第五号

知事部局

大分県男女共同参画推進本部設置規程

平成十八年大分県労働委員会訓令第二号

- 大分県訓令甲第十八号
- 大分県議会訓令第二号
- 大分県教育委員会訓令甲第十四号
- 大分県人事委員会訓令第三号
- 大分県警察本部訓令甲第十九号
- 大分県企業局訓令第五号
- 大分県病院局訓令第八号

は、廃止する。

令和六年三月二十九日

大分県知事	佐藤樹一郎
大分県議会議長	元吉俊博
大分県教育委員	員会
大分県人事委員会委員長	石井久子
大分県労働委員会会長	深田茂人
大分県代表監査委員	長谷尾雅通
大分県警察本部長	種田英明
大分県企業局長	渡辺文雄
大分県病院局長	井上敏郎

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。